第123回

ロウムカフェ

社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員　徳永　康子 氏

Q　男性の育児休業取得促進が進められていますが、「くるみん」もこの４月から認定基準が変わったそうですね。当社でもいよいよ認定に挑戦したいと思います。

A　「くるみん」とは、赤ちゃんの「おくるみ」から来た認定マークの名前です。子供が健やかに生まれ育成される環境を整備するために時限立法として施行されている、「次世代育成支援対策推進法」に基づくものです。この認定を受けると、安心して働きながら子育てができる環境の会社ですとアピールできます。

「次世代育成支援対策推進法」は、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、「行動計画」を策定し労働局に届けることが義務です。（100 人以下は努力義務）「行動計画」を達成し、かつ一定の基準を満たすと「くるみん認定」を受ける事ができます。より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと「プラチナくるみん認定」を受ける事ができます。

行動計画とは、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する各企業における計画のことで、次の①～③の内容を定めます。

①計画期間（3 年程度）
②目標
③目標を達成するための対策の内容と実施期間

行動計画を策定したら、101 人以上の企業は労働局へ届出と共にＨＰなどで外部への公表、労働者への周知が義務になっています。

令和４年４月１日の改正で男性の育休等に関する認定基準が引き上げられましたが、初めて「くるみん」認定を目指す会社もチャレンジしやすいよう、「トライくるみん」が創設されました。認定基準のうち、男性の育休等については次の通りです。

【くるみん認定】
次のいずれかを満たしていること
・男性労働者の育児休業等取得率が 10％以上
・男性労働者の育児休業取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用者の割合が 20％以上かつ育児休業等取得者が１人以上いること

【トライくるみん認定】（※旧くるみんと同基準）
次のいずれかを満たしていること
・男性労働者の育児休業等取得率が 7％以上
・男性労働者の育児休業取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用者の割合が 15％以上かつ育児休業等取得者が１人以上いること

【プラチナくるみん認定】
次のいずれかを満たしていること
・男性労働者の育児休業等取得率が 30％以上
・男性労働者の育児休業取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用者の割合が 50％以上かつ育児休業等取得者が１人以上いること

※女性の継続就業基準も改正され、出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者の内、子の１歳時点の在職者割合が 70％以上

【プラスマーク】が創設されました。不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度です。認定基準は次のとおりです。

(1) 次の①及び②の制度を設けていること
　①不妊治療のための休暇制度
　②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークの内のいずれかの制度
(2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、措置の内容と共に社内に周知していること
(3) 不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進する取組が実施されていること
(4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立の相談者を選任、周知していること

「くるみんプラス」　「トライくるみんプラス」　「プラチナくるみんプラス」

【社会保険労務士法人　ハーモニー】
TEL　０４３－２７３－５９８０